

今年も早いもので、残り3ヶ月となりました。

年末は一年の中でも支出が多くなる時期ということもあり、金融機関からの借入等を検討されているお客様も多いかと思われます。今回は、借入のケース別「借入金への備え」をご紹介します。

ケース① 経営者の本人保証



経営者が本人保証を提供している場合、経営者が死亡した際、**相続人が借入債務を相続すること**になります。相続放棄も一つの方法ですが、その場合には、ご自宅や他の相続財産も含めて放棄しなくてはなりません。

ケース② 配偶者の連帯保証



連帯保証人は債務者と同等の責任を負うことになります。配偶者が連帯保証人になっている場合、**相続放棄をしても、借入の返済義務が残ってしまいます。**

ケース③ 公的信用保証(信用保証協会)



信用保証協会に保証料を支払うことで、万が一の場合、借入が免除されると勘違いされているお客様が多いのが実情です。しかし、信用保証協会は返済できなくなった法人の代わりに返済する（代位弁済）だけで、**借入をしていた法人は、信用保証協会に返済義務を負います。**（下図参照）



- ① 保証申込…信用保証協会・金融機関等において保証の申込を行う。
- ② 保証承諾…信用保証協会は保証承諾を決定後、金融機関へ連絡する。
- ③ 融資 …保証承認後、金融機関から法人への融資が実行される。
- ④ 返済 …融資を受けた法人は、金融機関へ返済をしていく。
- ⑤ **代位弁済**…法人が返済できなくなった場合、**信用保証協会が代わりに返済**をしていく。
- ⑥ **弁済** …法人は金融機関ではなく、**信用保証協会に返済**をしていく。

ケース④ 物的担保(土地・建物等の不動産)



自宅が担保になっている場合、競売等にかけてご家族の住む家を失う可能性もあります。相続放棄を行えば、相続財産である自宅も失うこととなるため、**自宅を残すためには、借入を返済していかなければいけません。**

まとめ

借入金の返済を免れるということは、自己破産等一部の手続きを除き、基本的には出来ません。

法人の借入返済対策の一つとして、当事務所では生命保険のご加入もご提案させていただいております。「保険」と聞くと抵抗がある方もいらっしゃるかと思いますが、一つの方法としてご検討ください。詳細は、当事務所担当者にご相談ください。